

## 近世城郭における石垣様式編年の一考察

北 垣 聰 一 郎

はじめに

中世末期から近世への移行期は、城郭史のうえからも問題が多い。いま、そのひとつである技術史上における石垣の形式編年についてみても、同様のことがいえよう。

今日、石積みの基本型として、城郭関係の諸書に用いられているものに「野面」「打込ハギ」「切込ハギ」をあげることができる。鳥羽正雄氏はその著『日本城郭辞典』において、「加工度の極めて少ない、ほとんど自然のままに近い石を野面石といい、これをもって築きあげたものを野面積という。……石の加工がやや進んだものが打欠または打込はぎというもので、槌で大まかに自然の形に加工したものであるから、石の面は平面ではない。したがって、石と石との接触が密ではなく、相互の間に、少なからず間隔が生ずる。これを込め石で埋めたものである。……(切込はぎは)加工し易い性質の石材を外部に出る正面と四方の側面とに対して細かい細工をする槌で平面になるまで丁寧加工し、石面と石面とを密着させて積上げたものである」とされる。

いっぽう、伊藤ていじ氏はその著『築城の技術と歴史』において、「野づら」積を、「関ヶ原合戦前に築かれた石垣に相当見ることができ、少くとも慶長年間はかなり多く行われていた」とし、さらに「打込はぎ」を、「関ヶ原合戦以後に築かれた石垣の大部分にこの技法が使われる」とみなされた。

もつとも、これらの基本形は、享保十二年（一七二七）に荻生徂徠が著わした『鈴録』の「石垣カウバイノ矩ニ切込バギ、打込バギ、野ヅラ三種アリ」から引用したことばである。

私は、さきに紹介した「後藤家文書」を主たる史料としながら、石垣の新旧様式の考察を試みてみたい。

## 一、石積み様式の分類

伊藤ていじ氏は前述の三つの基本形をもとにして、現存する城郭遺構について検討された結果、乱積、布積、落し積、亀甲積、備前積の工法があったものとされる。また、田淵実夫氏もその著『日本の石垣』のなかで、城普請のさいの「石垣の積み方はほとんど乱積みか粗切石の布積であった」とされ、ほかに矢管積（谷積、オトシ積）、亀甲積、備前積をあげられた。

いっぽう、「後藤家文書」のうち『新積地形准繩極秘抄』（寛永十年の奥書を有する）は、石積みについて注目すべき事項を収めている。すなわち「五行積方の事」として、山目打込積、鶴目積（俵口積）、山（二）角積、亀甲積、四方積をあげている。さらに、「右五ヶ条外之積方之事」として、本伐合、中伐合、半伐合、金場（曲尺場）取残、面伐合、布築、半鶴半伐合、鏡積、野面積を記している（図1参照）。以下、「後藤家文書」に説くところの積方について簡単に説明を加えよう。

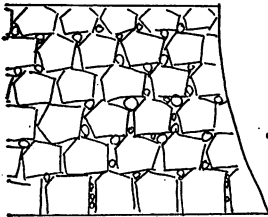
「山目積」は、「生し之儘之石ヲ粗ク胴ニ而丈夫ニ持セ積」むこととする。すなわち、文意は、扇形状の石材の面（表面）には加工をせず、石取（石の配置）は「寸尺を延ばす」（横目地を通さずに無規格に並べる）ことをおこない、石の胴（石面から十〜十五センチ奥部）でもたせて積むという。よって、できあがりは、遠方から眺めると荒くみえ、かつ丈夫でもあるので、山城に適當だとする。「亀甲積」とは、亀の甲を形どるところから生れた名称で、石の扣（奥ゆき）がないことから、弱い積方とされ、高さも五、六尺までのところに限定する。また、石の寸法をそろえるところから、細工人の高技术を要するものという。主として、堀下、多門下、門台等に使用される。「四方伐合積」は、「地形の積方」と

も「舛形積」とも称され、積石は四角で積む。門台、櫓台、多門下等の四〜五間までの比較的低い石垣の部分に用いる。「鶴目積」は、小さな丸形の石を二つに割った半月形をもつて石面とするもので、石取は順を追って、例えば俵を積むように積みあげ、石口(石面と石面の隙間)の所々へは三〜四個程度の栗石を詰める。高さは七〜八間の石垣に用いる。「山角積」は、一名「三角積」、すなわち、石垣の隅の角石の組み方をあらわしたものである。「伐合」には、本(上)・中・半の三通りがあった。

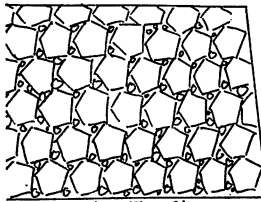
「本伐合」は、伐合せ部分と石面を美しくならし(加工し)、以下加工の度合を荒くすることをいう。また、「上面」「中面」「半面」とも称する。「金場(曲尺場)取残」は、石面の中央部のみ加工の手を入れずに残す工法であり、力強い積方にみえる。とくに櫓台、扉下に用いられる。「面伐合」は、石面に加工することをいう。また、「布築」については、「石目を(平行して)ならべ積故、布築と名付ル」とあってこの場合、石材の寸法を一定の規格のもとに積む。主に門台、櫓台、扉下に用いる。なお、石の合せ目に、高低・扣の長短等のある場合、それを「(布築)くずし」と称した。「鏡積」は、「破却石垣」とも称されて、城の要石である。石面の広い大石を用いる。天・人・地のいわゆる陰陽思想から出た陰石・陽石からなり、陰石(鏡積)は陽石(縦積)より下げて積むの原則としている。また「乱伐合」は、石を縦横にして各種に使うことをいう。「野面」は、山城での積み方で、荒積と細積の、いわゆる「両積」と称されるものであった。前掲「山目」同様、伐り出しのままの扣のある石を用い、積石もその胴でもたせる。また、積口には栗石を数多く詰める。この野面積に關し、石垣築成者(穴太)である後藤彦三郎の次のことば(唯子一人伝)は、なかでも興味深い。

「石取路々(横目地を一直線に通す)ニも或ハ少筋違(目地を通さない)ニも取、ざっくりと積也。是も山目同様伐出シのまゝ、去共山目程にハ石すらなく無抛所ハ玄翁等にて打かき申也。……(野面に対し)山目ハハよほと精ク也。石取大かた正ニする。又石取寸延ス石も有也。此野面ヲ打かき羽釣取、石ノ扣一尺余も羽釣取テ、胴切合と云。此積方ハ甲州流ニ有上、切合も同様也。」

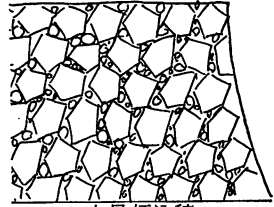
図1 石の積み方



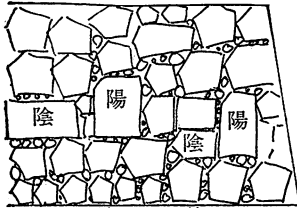
半鶴半伐合積



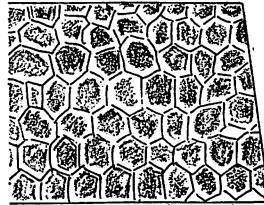
鶴目積



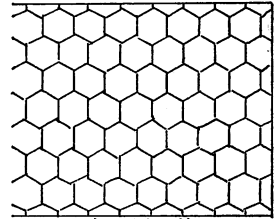
山目打込積



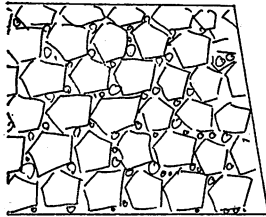
鏡積



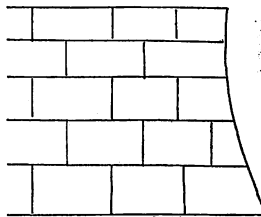
金場(曲尺場)取残積



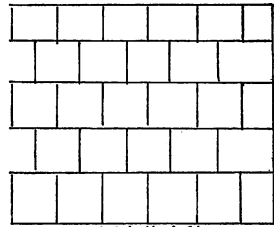
亀甲積



野面積



布築伐合積



四方伐合積

図2 穴太積の石組み

穴太流では△印部分を「一番」、○印部分を「二番」とする。

穴太流では勾配の実線部分の石垣勾配(矩方)の内側に石を配するが、他の流儀では点線に近い状態に配する場合が多い。コツメ(小詰)

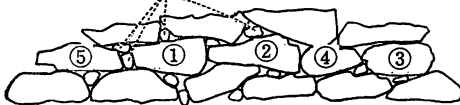
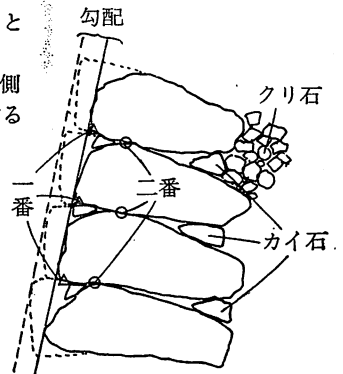


図3 穴太積の石組み

石置場(石採場)の石のなかから選択したものを①～⑤のような順位で積む。



これらの「積み方用語」が、文政七年（一八二四）十一月における後藤彦三郎の自筆であることは、当時の加賀藩を中心とした石切り技術の実態を示すものと理解してよからう。では、これらの「積み方用語」は、今日使われている三つの基本形と、どのような点で結びつくものであろうか。

石垣築成者としての穴太<sup>(生)</sup>と、加賀藩の後藤氏との関係は、明暦三年（一六五七）の江戸城天守台修築工事で見ることが出来る。後藤氏は、その上司でもある監督者の穴太頭の技術に対し、「後藤氏のもつ」秘伝（陰陽の曲尺）穴生村之穴生伝受之根本無之故、右之族危キ事候」（古伝書）と痛烈に非難のことばをあげた。このことばは、反面、両者の有する構築技術において共通した部分（技術）があり、それらは公開されていたものと思われる。

今日、「坂本積」もしくは「古式穴太積」の名で残る「穴太積」を、ここで紹介する。まず、石材は採り出した自然石を使用する。積む場合、積口（石口）は開いていてもよく、配置されたその石は「二番」（石面より十〜十五センチ奥へ入った部分の胴。図2）でもたせるとする。また、穴太流では、コグチ（端部）から順序だてて積むことをしない。それぞれの石材に応じて、み合ったところで適宜あわせていくという独自の技法を用いる。さらに、石は横にねかせて使用し、その角度（石面の）が四五度になる「落し」は、穴太流では用いない（図3）。

ひるがえって、前掲秘伝書にいう積方と穴太積のそれとの共通する例をあげる。後藤氏の述べる「山目積」「野面」は、今日、同義語として使われ、広く「野面」の名で統一されている。穴太流もまた、野面積を基本としている。詳細に両者を検討するならば、まず、使用石材の特徴、積方（石取、延、胴、クリ石の詰め方）からみて酷似する。また「山目積」「野面積」が山城に使われる技法とするところにも、穴太流の古式の積方とする伝承と一致するものである（城郭の変遷は、山城↓平山城↓平城と一般に理解されている）。

この穴太流も、寛永年間には、いわゆる「山目打込」「四方」「面伐合」「曲尺場取残」といった石積法をとり入れ、「布築（積）」がおこなわれた。また、「三角積」も石垣隅角部の発達に、もっとも大きな役割をはたすことになる（後述）。ここでもまた、穴太の技術に負うところが大きい。このことから、萩生祖徠の『鈴録』に引用する「野面」「打

込ハギ」「切込ハギ」の名称は、鳥羽正雄<sup>①</sup>氏も指摘されるように、「自家流の兵法」としての意識が強く、当時の構築法の実態を充分述べ得たものとはみがない。

以上、述べたように、秘伝書にいう積方は、陰陽五行を根幹とする理論を造作した後藤氏の説くところではあるが、前述した穴太積の技法にかなうところも多い。私は、秘伝書の形態は寛永初年には未だ充分には整えられてはいなかったと推定しているが、構築理論がすでに存在したであろうことは現存する遺構からもうかがえる。

## 二、石積み of 法式

後藤氏による秘伝書成立の時期とは別に、いわゆる石積み of 「法式」のあらわれは、すでに慶長六年（一六〇二）にみることができ。『従先祖勤事覚<sup>②</sup>』は、穴太の有力な石工の一人、北川豊後が山内一豊に招聘され、現存する高知城石垣を構築したことをあらわすものである。

直二（一豊）の御意ハ国沢之内大高坂山ニ築被仰付、繩張ハ百百越前ニ被仰付候。石垣、築立、萬端法、之通、可仕旨、（北川豊後江被仰出候。（傍点筆者）

右の史料は、「穴太積み」の築成者が、理論的にもある程度耐えられるところまで、成長していたことを裏づけるものではなからうか。また、『文禄年中以来等之旧記』は、加藤清正について次のように述べている。

清政其法式定なく築し事を歎き給ふ中に、夢に小高き山城に、老翁葉付の竹を城形ニ指廻す躰也。清政此所は本城かと問。翁答て然り。石垣積方ハ五行を根とし給ふ歎。又然り。規矩準繩を全く用ひ給ふかと問。夫より石垣の法定り加藤家世上にて祖といふ。また石翁といふよし。

右の「法式」もしくは「定法」を生みだしたものとす「清正流」とは、いかなる内容を有していたものであろうか。『唯子一人伝』のうち「清政流石垣築様之事」では、「勾配三等」として「下繩」「緩」「櫓」をあげ、

一 下繩ハ譬ハ高サ拾間矩尺ニ四寸として、此四寸矩二而、拾間之内、九間積上る跡、一間ヲ直シ積事也（下略）

一 緩ハ、当御城(金沢城)ノ矩弱キ石垣ノことク築事也(下略)

一 はね出築様ハ、譬ハ高サ拾間之石垣、尺ニ四寸ノ矩ニ而築、九間斗積上り候ハハ、外へ一尺斗はね出積事也(下略)

一 崩丁場石垣(金沢城の石壁面の名称)築様清政伝也。矩ハつよくなく、のり合つよく相見候

とある。ここにいう清正石垣とは、下縄・緩のほか、はね出しをもつて、その最大の特徴としてゐることがわかる。<sup>①</sup>

右の史料のうち、もっとも注目すべきことは、「崩丁場」における「矩は強くなく、のり合つよく」とする部分である。この例は、文化十三年、後藤彦三郎によつて著わされた『石垣ニかやり三様の事』にも、「清政長政殿石垣築様ハ規合強、甚見事に見エ要害ニ利有、崩丁場石垣築様清政流之心也」と、同様の義に解している。

われわれは、普通、石垣面の傾斜(法)に對し「勾配」といいならわすが、この勾配が、いわゆる「矩(矩方)」であり、「規合」である。これについて『唯子一人伝』の第九、「規合矩方乃事」には、次のようにいう。

石垣矩方までにて、築候てハ陰陽和セズ。矩方までにてハ、天地ノ繩張合ハヌ故、内方すばり櫓長屋建方ニもあしく、要害大キニあしく、規合にておこす故、見分ニ建物建要害宜陰陽和合也。規矩ハタクミの根元にて、此ニツなくてハ成就する事なし。

次に、規合・矩方を、後藤家文書『規合矩方之事』により図示してみよう(図4参照)。まず、図のA点からB点にいたる山の実高(断面)に對し、A点からC点(天端石から根石)にかけての引通し線を「矩方」とし、これを陰とする。また、AD間からE点における点線部分を「規合」と称し、これを「立水規合陽の繩」という。すなわち「規合」とは「戻り」をかけることを意味するものであり、いわゆる「扇の勾配」を指している。

前掲『唯子一人伝』の「規合矩方乃事」は、石垣を矩方のみで築くことを、陰陽が合わず法式に合致しないものと説いている。それは、櫓台の天端(石垣の頂上部)が極端に狭ばまり、要害として、また、建造物をおくには不適当だとするのである。普通、石垣築成にあたり、その基本は「天・人・地」であるとする。天は石垣の頂上部、人はその

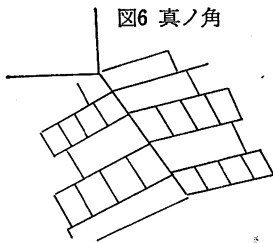


図6 真ノ角

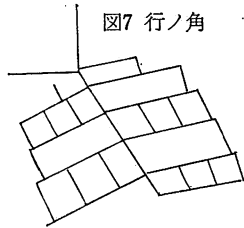


図7 行ノ角

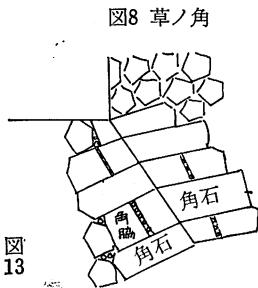


図8 草ノ角

図13 宇佐山城二ノ丸東面下隅

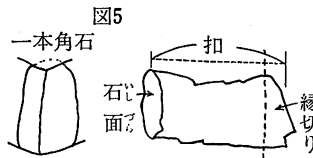


図5

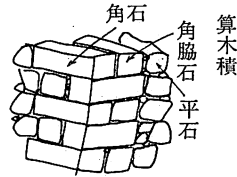


図10 観音寺城本丸

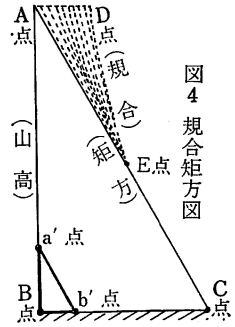
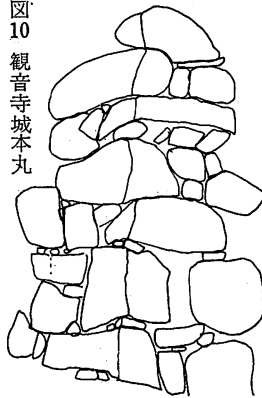


図4 規合矩方圖

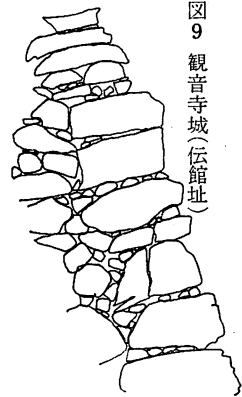


図9 観音寺城(伝館址)

図12 小谷城山王丸東面石垣

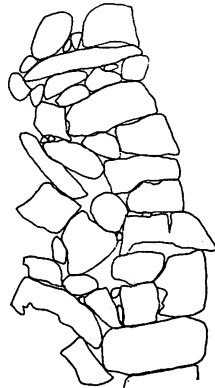


図11 若山城西ノ丸東面石垣



中央部、地は地表をあらわし、それらが合致したときの状態を「陰陽和合」という。「規合矩形乃事」に記す「天地ノ繩張」とは、「天」の部分に該当する「規合」と、「地」に接続する「矩方」を指す。そこで、「矩方」にさらに「規合」を加えることにより、前述した檜台の面積の拡大と石垣の安定を計ることができると説くのである。

具体例として、『石垣に規合三様之事』から一件提示したい。「惣高サ、たとへハ六間尺ニ三寸矩、惣矩一丈八寸内三尺規合、最初如此極置候通出来ヲ陰陽和合と定」めるといふ。図4により説明すると、AとB間における山高が六間で、BとC間が一丈八寸の長さであり、そのためには、a'とb'、Bとb'のそれぞれ一尺と三寸が基準となる。また、AとD間を三尺とし、この範囲内で規合をつけることを、陰陽和合と定めると規定している。

「定法」の完成には、規合・矩方に加えて、前述の「五行の積方」の他、「三忌・五禍」もその要件となるであろう(以下「唯子一人伝」による)。三忌とは、①石の縁を切る、②一本角石、四本角石、③角石等石組み四番、をいう。五禍とは、④平石積の場合、小石を下に積み、しだいに大石を(上に)積みあげる、⑤角石・角脇も同様(③に同じ)、⑥石の扣のない石を積むことや、積方のそのところにそぐわないもの、⑦石垣根本弱くして積む、⑧角石・角脇等一定の割合もなく、そのところにそぐわない組み合わせ、をいう。以下順にしたがい補足する。

三忌の①については、石材をおおむね長方形の立方体となし、その奥ゆき(扣)の末端部を切断することをいう。これは、石垣の崩れる原因のひとつになる。ただし、山目・野面の場合は、荒積をするので、縁切りを行うところもあるが、これは栗石<sup>ぐらじ</sup>でおぎなうので、縁切りとはいわない。②角石を一本、縦にして積むのを卑しい積方とした(図5)。この場合、必ずその下に一石を置くべしとする。また、四本角石の場合は、四の音が忌まれた。③石垣の高低はともかく、角石・角脇(図5参照)は「六番」とするのが、もっともよいものとされた。五禍の④は、石配りの悪いことが、もっとも嫌われた。すなわち、下から上へむかって大石・中石・小石の配列を求めるもので、孕崩れる原因となることをあげている。⑤では、角石が打損じやすい(圧力で)ことをその理由とする。⑥でいう扣(奥ゆき)のない石は、これも石口の開く(孕む)危険がある。⑦は地盤の軟弱な場所に積むことをいう。また、⑧にいうところの一定の割合と

は、規合・矩方の合った積み方で、積み終えた個所の石壁に凹凸もなく、石の配置もよくおさまった状態をいう。

最後に、「定法」「法式」のうち、「真・草・行」の角石・角脇の組み方について述べよう。「真の角」とは、角石一本に対し、角脇三本(二本)で組む。角には、本伐合・中伐合・半伐合のほか、亀甲・曲尺場取残・山目打込・同崩シ・面伐合を用いるもつとも精緻な積方である(図6)。これは、一般には高さ五、六間から十間程度の平城に用いる。「行の角」も、平城に用いられ、角石一本に対し、角脇を二本とるものとする。伐合・半伐合を用いる。「真の角」について細かな積方である。「草の角」とは、角石一本に対して、角脇も一本入れる。とくに山城に用いられ、山目・野面の面積みでおこなうので荒い。角脇石も、数ある平石群のなかから選び出す。角も、「行の角」よりも大きく荒い石材を使用する。また、栗石を入念に角石・角脇口につめる。

『唯子一人伝』は、角石・角脇石について、「規合づけ申二付、角石天、或ハ伏申角石地にて取、規合ニあわず也。矩方までにて築不申、規合つづる故、だんだんおきる也」とあって、「草の角」にも、規合をつけることを主張している。この場合、隅角の稜線は通りにくい(角石の面が凹凸である自然石は、正確な矩がとれない)、おおよその感覚で、規合をつけるべしというのである。

以上、私は「法式」がいかなる意識のもとに存在したかを述べた。そして、前述してきたように、この「法式」、いわゆる「構築理論」は、寛永初年にはすでに存在したものと考えられるが、寛永二十年頃になるとそれは完全に定着し、かつ構築技術も完成していたものと推定する。

たとえば、大坂城二ノ丸南曲輪普請の着工は、寛永五年のこととされる(『大坂城誌』)。また、拙稿<sup>⑩</sup>でもふれたように、その二ノ丸工事には、穴太頭の戸波駿河が参画している。現存遺構(図35)は、まさしく、構築当時を物語るものである。『大坂城誌』によると、図35に該当する二番矢倉<sup>二之丸</sup>は、石垣の高さ十二間半とする(もっとも、これは水面から測ったもので、昭和四十九年現在では、さらに数メートル高い)。今、それに近い数値を有する後藤家文書『九丈之石<sup>⑪</sup>』を引用する。

表1 本稿であつかった城郭における法式の有無

図 の 番 号	事 項	法					式				穴 太 積		
		五 禍					規 合	矩 方	算 木 積	五 行 の 積 方			
		平 石 積 に お い て 大 石 を 積 む こ と	角 石 角 脇 に お い て 小 石 を 下 に 置 き 上 に 大 石 を 積 む こ と	扣 の な い 石 を 積 む こ と や 積 方 の 位 置 に そ ぐ わ ぬ も の	石 垣 の 根 本 の 不 安 定 な 積 方	角 石 角 脇 等 一 定 の 割 合 も な く 位 置 に そ ぐ わ ぬ も の							
該当が×、不該当が○					有は○、無は×								
9	観音寺山(伝館址)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
10	〃(山腹・山上部)	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
11	若小宇山	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
12	山谷山	×	×	×	×	×	×	×	?	?	?	?	?
13	佐子山	×	×	×	×	×	×	×	?	?	?	?	?
15	有安姫大富八幡	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
16	〃	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
17	土路溝	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
18	田幡	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
19	八幡	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
20	〃(a)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
21	〃(b)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
22	岩尾木田	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
23	〃(a)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
24	〃(b)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
25	〃(内側)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
26	〃(外側)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
27	名護屋	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
28	〃(a)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
29	〃(b)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
30	若松本	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	?
31	金沢	○	○	?	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	〃(大天守台)	○	○	?	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	〃(宇土櫓台)	○	○	?	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	広筒名	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
35	鳥井屋	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
36	山坂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	大上野取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

本高サ水ヨリ九丈尺ニ五寸、矩ノ四丈五尺惣矩也。内九尺規合高九丈、内三丈ハ五寸矩ニ而積上る。三丈一尺目ヲ規合付る。

図35の二ノ丸ニ番櫓石垣に対比すると、その規合・矩方は、ともにおおむね一致する。そしてそれは「真の角」にも合致する（なお、石図<sup>⑧</sup>については改めて稿をおこしたい）。

以上のことから、私は、近世初頭における城郭石垣と、寛永期のそれとは、明確に区分できうるものと考えるのである。

### 三、角石積みとその変遷

城郭石垣の様式編年の基準となりうるものは、客観的に観察しうる石垣の隅角部分、すなわち、角石・角脇石ならびに平石等の積方であり、いわゆる陰陽和合の「法式」「定法」の完成に求めることができよう。前述した「規合・矩方」「五行之積方」、「三忌五禍」の定着がそれである。そして、これらの定着した年代（寛永初年～末年）から遡るにしたがって、その意識は薄れ、ついには、消滅するものと理解することができよう。かかる観点にたてば、次の分類が可能である。①天正年間以前、②天正年間、③文禄年間～慶長五年、④慶長六年～元和年間、⑤寛永年間、⑥正保年間以降。以下、順を追って叙述したい。

「城作り」のことばの初見は、『石山本願寺日記』にいう天文元年（一五三三）の「加賀の城造り」であろう。そして、同二十一年には、城作りとしての「松田入道」の名を見ることができるとある。また、『多聞院日記』は、天文十五年「アキノ国ノ住人城ツクリ」が、大和へ出向いたことを記している。もっとも、これらの城ツクリが、城郭の縄張りに参画したのか、それとも、墨濠普請現場での監督にたずさわっていたのかは、今日明らかではない。

(イ) 天正年間以前 天正年間以前の石組みの例として、まず、観音寺山城における佐々木六角氏の「伝館址」をあげることができる（図9）。『下倉米銭下用帳』<sup>⑨</sup>は、天文五年（一五三七）のこととして、「御屋形様御石垣打申」とあ

たり、「御屋形様惣人所下石垣打可申」とする史料をあげている。この石組みの隅角は、いわゆる野面積みで、かつ、角石はそろえずに不整形の石材を積みかさね、その間隙は一定せず、稜線の法勾配（勾配）は認められない（前述した「五稿」の条件をすべてみたしている）。以上の理由により、この部分は天文五年、もしくはそれにごく近い時期を、その成立時期とみなしたい。このことは、天文八年二月、「観音寺城の屋形二階で、相国寺僧が接待をうけるまでに城郭施設が」とのえられていた<sup>②</sup>とするところからも、うなずけよう。

なお、観音寺城は、構築形式からみて一応二つに大別できる。すなわち、「伝館址」を除く、山腹から山上部へかけての遺構（図10）は、後述する小谷・宇佐両面城（図12・13）のそれと比較して、隅角部分はより発達したものと考えられる。近世のいわゆる算木積（図5）の原型をここにみる事ができる。また、平石の積み方も、安土城（構築年代が明確）を基準に比較すると、穴太積の初期の形態を認めることができる（図14）。

通説によると、観音寺山城は永禄十一年九月十三日、織田信長の攻撃により落城したとされる（『信長公記』『言継卿記』）。しかし、『信長公記』は、同日条に「観音寺山乗取りく降参致し候間、人質を執固、元のごとく立置かれ、一国平均候」（傍点筆者）とする修正説もあるように、私もまた、永禄十一年以降、おそらく元龜年間から天正初年にかけての構築物ではなからうかと推測する。さらに、「伝館址」・山上部に残存する二段積み（高さ三メートル弱）三段積み（七メートル余）の石組みは、小谷城本丸址の二段積みの形態に類似する。これもまた、近接する時期の成立とみなしてよからう。

いっぽう、陶氏の本城である若山城は、弘治三年（一五五八）、毛利氏の周防経略により廃城となった。西ノ丸（東面。図11）もまた、隅角の石積法において、観音寺山城の伝館址に酷似する。しかし、伝館址の高さは九メートル強であるのに対し、若山城のそれは二メートル強とはるかに低い。このことは、高石垣を組み上げる技術自体が困難であったことを思うとき、「伝館址」のそれは、より高度のものであったとすることができよう。しかし、両者は、独自の技術による萌芽期の形態を示すものであろう。

安土城に先行する遺構として、滋賀県東浅井郡湖北町に位置する小谷城(図12)をあげることができ。元亀元年(一五七〇)には、信長とその妹婿浅井長政の間に「姉川合戦」が起った。そして、天正二年(一五七三)には廃城となっている。長政が身辺に危険を感じだしたところ、その防備の万全を期すべく、石垣普請をなしたものでなからうか。この場合の隅角部分もいわゆる野面積である。隅角石の稜線も未だ通っていない。

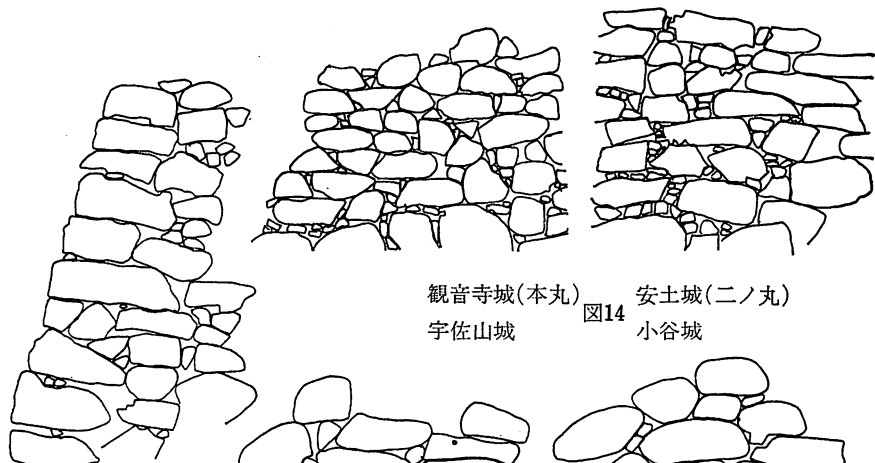
宇佐山城は、滋賀県大津市錦織に位置する。元亀元年、信長の臣、森可成の構築したものとされ、同年廃城と理解されている<sup>⑧</sup>。石垣の遺構は山頂下に三か所(図13を含む)が発見されている。それらはいずれも、東面からの攻撃に対する構えであり、この城としての防御のあり方を示すものであろう。

小谷(図12)・宇佐山(図13)両城の角石は、観音寺山城本丸部分のそれ(図10)と比較して、角石の配り方に依然として規格性を見いだしたい。しかし、さきの「伝館址」の石組みと比較するとき、稜線を通そうとする配慮がみられ、また、平石積において穴太積の初期の形態を示すことは、前述した通りである。それに対し、観音寺山城の角石部は、「五禍」のうち③④に相当し、その組み方はより進歩した形態を示している。

天正年間は、石垣築成者としての「穴太」が、史料のうえにはじめて登場する。『兼見卿記』は、天正五年九月条に、「早々召寄穴太、石懸普請、醍醐清滝の御修理也」とあり、また、のちに加賀藩の石垣構築にたずさわった穴太氏が、織田家に代々仕えたとする伝承も、天正年間における城郭普請が、近畿地方を中心に盛行をきわめたことを暗示するものであろう<sup>⑨</sup>。

(四) 天正年間 この期の特徴としては、矩方の発達に対して、いわゆる規合は未発達である。また、真・行・草の角の意識もみられず、「法式」は存在しない。

有子山城は、兵庫県出石郡出石町にある出石城背後の山頂部に位置する。城郭は五段の段丘状の曲輪からなり、それぞれを高さ三〜四メートルの石垣がおおっている。有子山城は、山名氏の宗家としての氏政によって天正三年この地に移築され、豊臣秀吉の但馬侵攻にさいし、同八年落城後、廃城となった(『校補但馬考』)。この城郭の普請は、おそ



観音寺城(本丸) 宇佐山城 安土城(二ノ丸) 小谷城

図14

図15 但馬有子山城

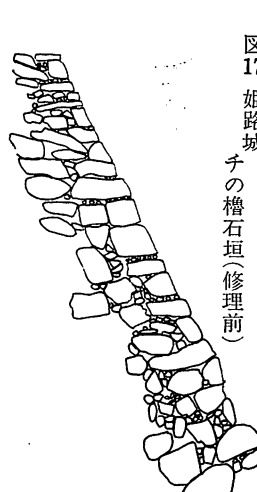
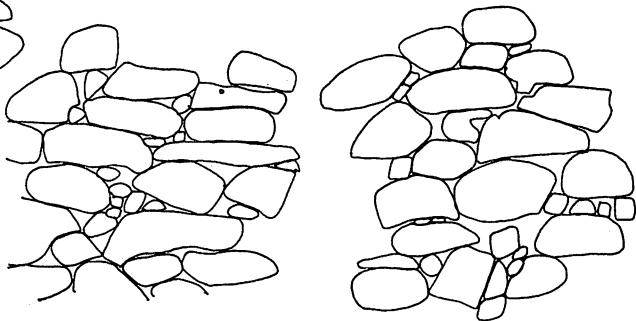
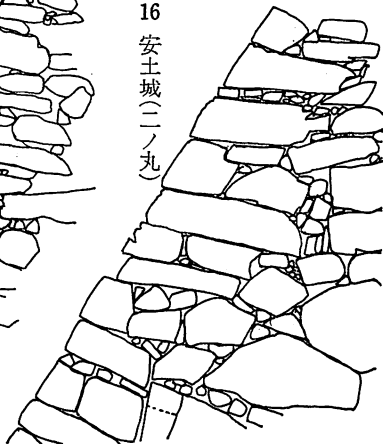


図17 姫路城  
りの1渡櫓下石垣  
チの櫓石垣(修理前)



図16 安土城(二ノ丸)



らく秀吉らによる第一回目の但馬攻めを予期して、少なくとも天正五年には完成していたものと思われる。技術的には、次述の安土城に比して、地方色が強くあらわれている(図15)。すなわち、隅角における稜線(天端石と根石をつなぐ)は通っていない。しかし、いっぽうでは、近世城郭の算木積の初期的手法とみられる部分(角石角脇も伐り出したままの野面を用い、石材も規格性がない)を観察でき、また、隅角部分において宇佐山・小谷の各城郭に類似する点もみうけられる。

安土城については、いうまでもなく、信長のすべてを傾倒して構築したものであり、工事は天正四年から七年にかけておこなわれた。天守閣をはじめとする諸建造物の関係から、石垣普請は、おそらく天正五年ごろには完成していたものであろう。同十年六月、本能寺の変後に、安土城は火のなかに落城し、廃城となった(『信長公記』)。安土城の石垣(図16)は、いわゆる穴太積の完成を物語っている。隅角の稜線は通り(矩方を有す)、また、算木積もはつきり意識して使用されている。しかし、「五禍」にいう㊦・㊧が認められることは、天正期の特徴でもある。安土城の新技法は、「穴太積」に加えて、出角の部分に「シノギ角」を多用することであろう。

姫路城の構築は、正平元年(貞和二年、一三四六)赤松貞範にはじまるものとされる。そして、天正五年には黒田孝高、八年には羽柴秀吉、十一年には同秀長、十三年木下家定、慶長五年には池田輝政と、めまぐるしく移りかわっている(『姫路城史』)。姫路城(図17)については、その報告書に述べるように、「この部分の石垣は、羽柴秀吉が姫路城を築いた天正八年にさかのぼる」と推定している。また、「チの櫓石垣には、五輪塔婆の台石又は石棺並びにこれに類する加工石材が使用されていた。概して不整形の寄せ集め石」であったことが報告されている。詳細に観察すれば、ここでも隅角の算木積であることを認めることができる。いっぽう、「リ」の櫓台下」の石垣のなかに残存する石垣稜線にも、同様の部分を認めることができる。これらはいずれも安土城同様、直線の矩方みの構築法にしたがっている。このことから、天正八年以前に石垣の築成がなされたことも考えられる。

大溝城は、滋賀県高島郡高島町に位置する。通説にしたがえば、天正七年織田信澄によって構築されたものとする(『日本城郭全集8』)。その後、天正十三年秀吉は、「殿主悉こほち候て、向地へ遣」し、その木材は岡山城(滋賀県)へ



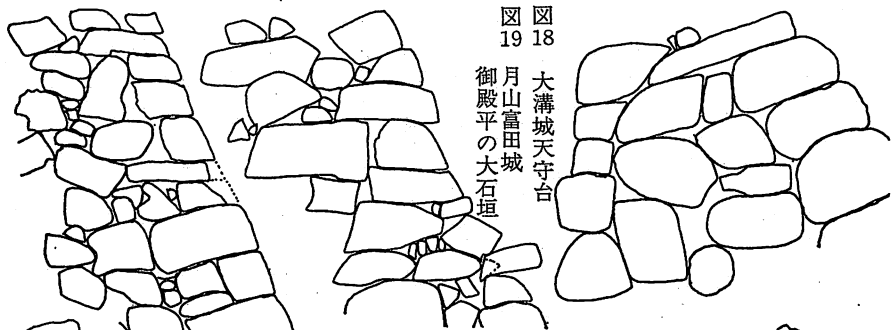


図18 大溝城天守台  
 図19 月山富田城  
 御殿平の大石垣

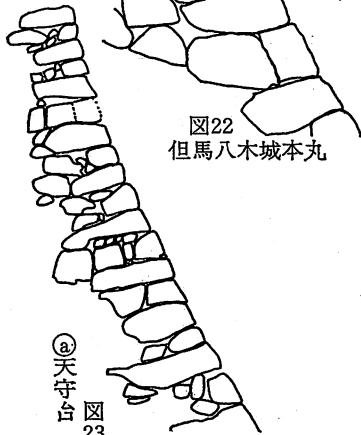


図22 但馬八木城本丸

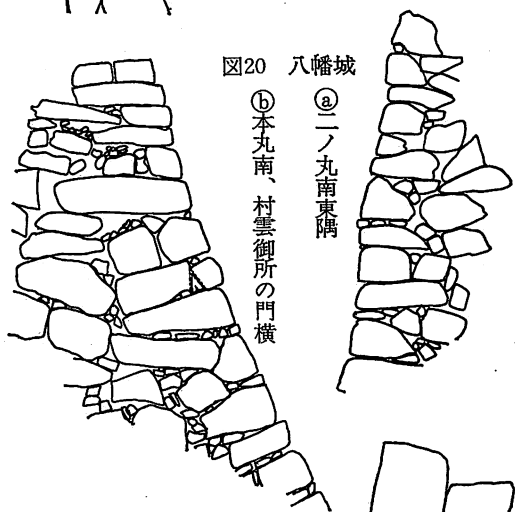
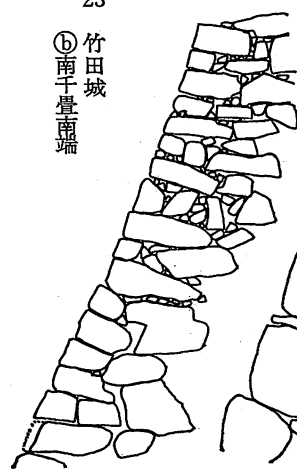


図20 八幡城  
 ㉑一ノ丸南東隅  
 ㉒本丸南、村雲御所の門横



㉑天守台  
 図23 竹田城  
 ㉒南千疊南端

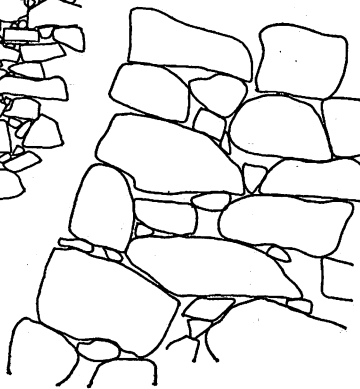
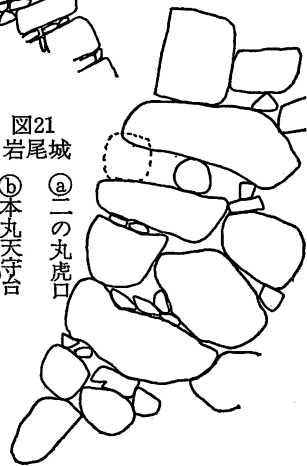


図21 岩尾城  
 ㉑二の丸虎口  
 ㉒本丸天守台



転用された。現存天守台は、そのときの遺構であるとされている。その隅角(図18)については、稜線はおおむね通っているが、角石は不整形の野面を用いる。よって、算木積とはいえない。しかし、他の隅角部分で、一・五メートルに近い長方形の角石の崩壊したところでは、算木積の使用と認められるものがある。このことは、天正六年ごろには、算木積以外に、旧来の形式を混用していたことをうかがわせる。

富田城址は、島根県能義郡広瀬町に位置し、通称月山<sup>がきん</sup>と呼ばれる山城である。城史は、尼子持久の元中九年(一三八四)から慶長五年毛利氏の改易までの約四百年にわたっている。今日、その遺構の多くは、尼子氏全盛時代(主として永祿年間)の拡張工事によるものとみなされている。大手口の「山中御殿」西隅角石垣(図19)崩壊部分の角石は、「五禍」の㊦に該当する不整形ながら算木積の形態を有している。さらに、「山中御殿平」西面の平石積みの石垣は、穴太積みのそれである。したがって、私は、この石垣の構築年代を、次述する八幡城の二ノ丸南東隅石組み(図20の㊧)と酷似するところから、天正十三年の前後にごく近い時期と推定する。

近江八幡城は、天正十三年豊臣秀次によって構築され、文祿四年廃城となった(『近江蒲生郡誌』)。図20の㊨は、天正十三年に近いころの築城当時のものと思われる。また、㊩は文祿二、三年ごろの修築時の石垣であろう。㊪の場合、隅角の角石は、ここでも「五禍」の㊦にみあう不整形の石材を使用している。すなわち、姫路城(図17)における構築技術と、八幡城の㊨のそれとの間には、飛躍的な発達を認めることはできない。こうして、小規模の修築が続けられ、文祿二、三年の改築となったものであろうか。

岩尾城は、兵庫県氷上郡山南町和田の、通称蛇山山頂にある。天正七年信長の丹波攻略にさいして落城し、向十四年秀吉の全国制覇後、再び修築され、文祿四年事実上の廃城となった(『丹波和田村由来書』)。図21㊫㊬は、地石の石材がもろく、石縁が欠けやすいので、一見古式の隅角にみえる。しかし、詳細に検討を加えるなら、算木積もあり隅角の稜線も通っている。ただ、扣については、二ノ丸虎口(㊭)のように、「五禍」の㊦に相当する部分もある。おそらく八幡城(図20)の㊦以降のものと推定することができよう。また、㊮のそれは、さらに発達した技法を、角石・角脇に

みせている。よって、その築成時期は、天正十四年秀吉の全国平定後、直ちにとりかかり、数年を経て完成したものと考える。

八木城は、兵庫県養父郡八鹿町にある。城主の八木氏は、天正九年秀吉に降り、因州攻めに加わった(『因幡民談』)。その後、別所某を八木城においたが、同十年別所氏は丹後由良へ移り、城主が絶えたとする(『校補但馬考』)。しかし、『寛政重修諸家譜』にしたがえば、その後も八木氏は秀吉に仕え、さらにひき続いて徳川氏に代々仕えたとする。図22により、その隅角を観察すれば、角部分の算木積はほぼ完成(点線部分を除き)している。それにみ合う例として、八幡城⑥をあげることができる。しかし、八木城は未だ矩方を基本にした、いわゆる姫路型(図17)により近似し、また、平石積も「五禍」にいう⑤をあらわしている。これらの理由により、その完成は、『寛政重修諸家譜』にいう秀吉に仕えた以後、おそらく天正時代の末年(十七、八年から文禄初年)にかけて構築されたものと考えたい。

(イ) 文禄年間～慶長五年 いわゆる穴太の名を各地の城郭普請でみることのできるようになるのは、この時期である。『駒井日記』の文禄二年十二月廿六日条には、秀吉の伏見城普請に「穴太出雲」の名を、また、翌三年正月から三月にかけて、伏見城、大阪城、さらには大阪城の内外堀普請が行われ(このとき、淀城天守閣がとりこわされた)、秀吉のかかえる「穴太駿河」「同参河」、秀次のかかえる「穴太出雲」をみることができる。このころ、豊後の岡城には「穴太伊豆」が、慶長五年には「穴太伊賀」の名が、『浮田家分限帖』にみえる。

八幡城の図20の⑥は、天正年間後半期の築成後の、本格的な工事で成ったものであろう。その特徴は、角石に比較的扣のある石材が使用されていることにある。ことに、算木積の技法は一段と向上する。さらに注目すべき点は、隅角稜線に「規合」が加味されたことであらう。また、平石積も、安土城に近い穴太積みである。⑥の構築年代は、「穴太出雲」と秀次との関連から、文禄初年を推定したい。

竹田城は、兵庫県朝来郡和田山町竹田、通称城山に位置する。山名氏の臣、太田垣氏のとをおそい、天正十三年(一五八五)赤松広秀の支配下におかれたが、慶長五年(一六一〇)廢城となった(『校補但馬考』)。竹田城の石垣(図23)につ

いては、通説では、天正時代の構築によるものとされている。図23の①②の隅角部は、前述八幡城後期の遺構③に酷似する。すなわち、矩方に加えて規合が意識され、さらに算木積も、より発達している。このような理由により、竹田城の石垣構築は、天正後半期においてもあまり進まず、おそらく文禄年間から慶長年間の初期にかけて本格的な普請がなされたものと考えたい。

丹波黒井城は、天正六年、七年にわたる信長の丹波攻略により、落城したという(『丹波戦国史』)。しかし、のち明智光秀の臣斎藤利三の支配を受け、さらに慶長六年には、堀尾吉晴の支配へとかわる(『日本城郭全集10』)。黒井城(図24)も地元では、天正七年落城当時の遺構と一般に理解されている。このうち④は、明らかに二重の隅角稜線を認めることができる。とくに、内側の矩方のみによる構築部分も、角石は野面積みではあるが、算木積みの石積みでもある。この内側隅角部分は、姫路城(図17)・八幡城(図20)より新しく、岩尾城(図21)の遺構に類似するところから、天正十四、五年の成立が推測されよう。⑤の外側、すなわち補強する側の部分と④については、いずれも角石・角脇ともに野面ではあるが、ほぼ定形化されつつあり、算木積も完成しているといえよう。また、隅角は規合を明瞭に認めることができる。すなわち、天正七年落城の時点では、現存遺構にみ合う石垣はなく、その後、文禄年間から慶長初年にかけて大改修がなされたものと考えたい。

肥前名護屋城は、文禄・慶長の役にさいして、天正十九年十月に普請がはじまり、翌二十年の春には完成していたといわれる(『寛政重修諸家譜』島津国史)。現存遺構(図25)は、三ノ丸西北隅角部分①と櫓台隅角②で、城内の隅角の多くはのち破壊され、わずかに残存する例である。③では、天端に近い部分が明らかではないが、おそらく稜線は直線の、規合のない矩方のみによるものであったろう。すなわち、④によって想像できよう。また、⑤は算木積みが認められるが、⑥は角石・角脇ともに扣のないものも混在し、算木積みも十分生かされていない。このことは、五か月の短期間の工事であったことにもよるものであろう。これらの構築法のうち、①は次述する会津若松城の天守台と類似する。また、平石積みも、安土城のそれと酷似する穴太積みである。

図26 会津若松城  
天守台

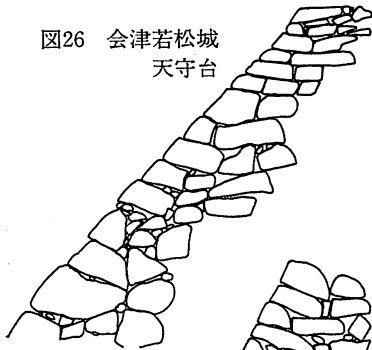


図27 松本城  
大天守台

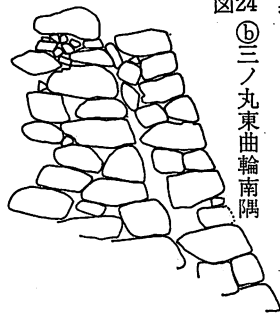
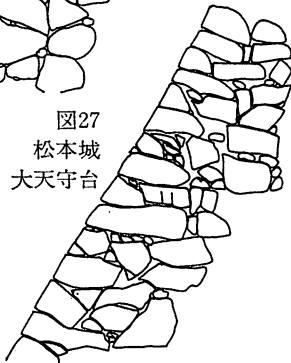


図24 黒井城  
①本丸正面出角  
②三ノ丸東曲輪南隅

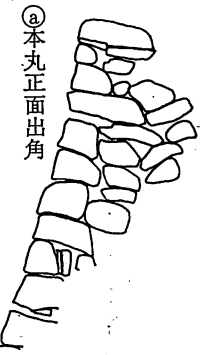


図25 名護屋城  
①三ノ丸  
西北隅  
②三ノ丸西下櫓台

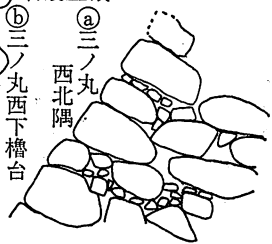
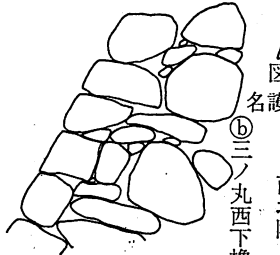


図29 熊本城  
大天守台

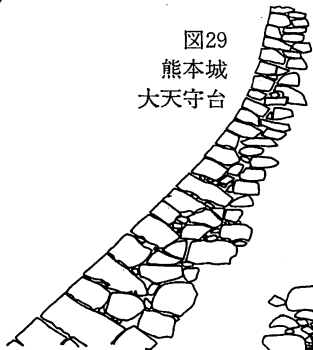


図30 熊本城  
宇土櫓

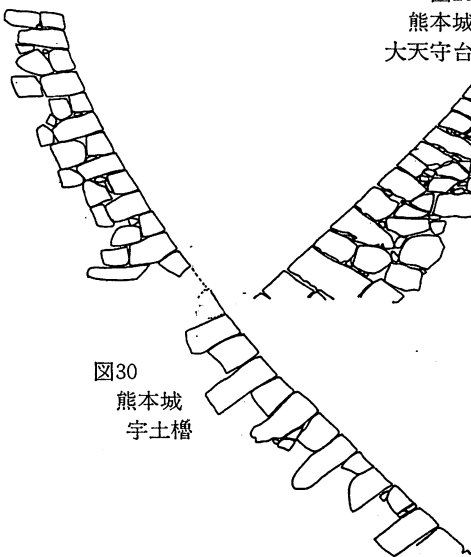


図28 金沢城  
本丸南東隅



会津若松城は、蒲生氏郷によって、文禄元年築城の工事がおこされたという(『新編会津風土記』)。今日、氏郷時代の石垣と推定できるものとして、藤岡通夫氏は「天守台と本丸の東北隅の一部」をあげられ、「それらの石垣はいわゆる野面積で、古式の手法を示している」とされる。図26は隅角において、矩形(斜めの直線)のみで、いわゆる規合はない。角石・角脇も一定の割合いが認められぬ「五禍」の④⑤に該当するものといえよう。また、図25の名護屋城の④⑤の直線の稜線、さらには図20の八幡城①における隅角の石配りとを比較すると、いずれも文禄期の特徴をそなえているといえよう。

信州松本城は、その天守建築年代を、天正末年から慶長五、六年ごろとするなかで、諸説がある。しかし、有力な二説をあげるなら、城戸久氏の「文禄三年着工、遺構の竣成を慶長二年頃」とする新説に対し、伊藤政一氏らは、「天正末年に工を起して、慶長初年迄五、六年の間に完成した」とされる。図27により、隅角部分の天端石から水面までの稜線をみるなら、それは直線で、図26の若松城に酷似する。さらに、角石部分は算木積みをはっきり意識している。それは、図25④、図22、図23④⑤にも、ごく近い。以上のことから、私は、大天守台の起工を文禄末年から慶長初年にかかると推定する。なお、ここでも穴太積みが認められることを指摘しておきたい。

加賀金沢城の地は、はじめ本願寺の伽藍があった。天正十一年前田利家の入封以降、金沢城となった。その後、石垣普請は文禄元年からと、慶長四年、同十五年と大改築がおこなわれたという。なかでも、文禄年間のそれは二度にわたり、本丸東之方が崩れおち、二段積みの技法を用いたといわれる(『文禄年中以来等之旧記』)。慶長時代の史料とされる『金沢城慶長古図』に記載の本丸の東(の端)の石垣が、図28に該当するものであろう。隅角の稜線は、わずか規合も認められる(図28は石垣の中腹から天端石を仰いだ写真からとった)。また、算木積みもみられるところから(一部「五禍」の④に該当する部分もある)、慶長四年の大改築にあたって構築されたものと考えるのである。

(二) 慶長六年〜元和年間 慶長六年以後、とくに熊本城に代表される石垣構築の技術は、いわゆる法式のもつとも発達した時期でもあり、また石垣築きとしての穴太が、もつとも活躍できたときでもあった。この期の特徴は、規

图34

三重龜山城  
天守台

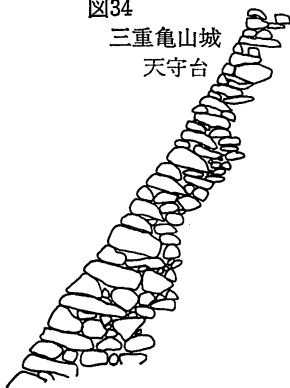


图31

広島城  
天守台

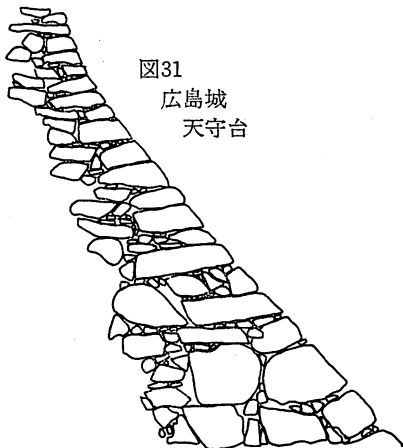


图35

大阪城  
二ノ丸南面

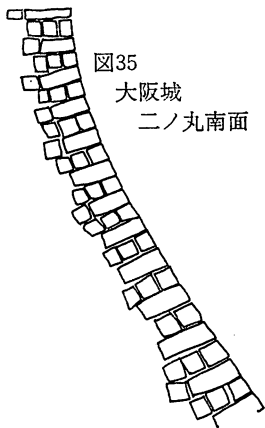


图32  
筒井古城

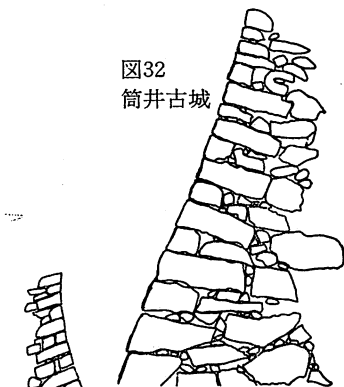


图36

伊賀上野城  
本丸西面  
高石垣

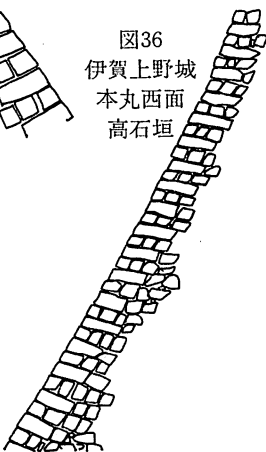


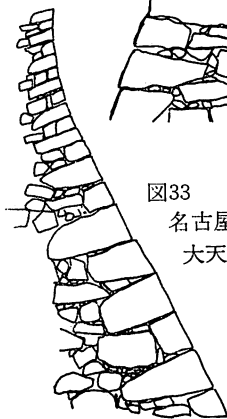
图37

大和高取城  
天守台



图33

名古屋城  
大天守台



合・矩方の発達であり、角石・角脇における真草行の意識の発達でもあった。

熊本城の構築は、慶長六年から十三年にいたる間の加藤清正によるものと『熊本城略史』、その後、寛永十一年細川氏入府以降（『細川家文書』）の二期にわたることができ、清正の石垣築成技術に対する世間の風評は、拙稿<sup>⑤</sup>でもふれたように、「清正流石垣」として喧伝された。熊本城（図29）の大天守台隅角は、いわゆる武者返しと呼ばれる急勾配の斜面（規合）を有している。角石の配列は、均等化されたものとはいえぬまでも、安定した算木積みをなしている。平石はすべて穴太積みである。松本・金沢の各隅角（図27・28）と較べ、数年の間にこれほど急激な変化を与えた理由は、以後、寛永年間にかけて発達する石材の規格化と運搬の面に求められよう。

次の史料は、清正から友人福島正則あての書であり、かつ、清正が穴太の技術を利用したことを示す、現在のところ唯一のものである。

態申入候、駿州御普請之儀ニ付、穴生可被成御雇旨、（本多上野介正純）本上州<sup>（本）</sup>被仰越候。左様ニ候へハ、穴生計可致進上儀も如何哉、（中略）定而其元へも、穴生之儀可被仰出間、為御心得申入候。（下略）

とあって、慶長十五年、駿府城の天下普請にあたって、幕府は高技術を有する穴生衆を雇うこととし、清正のもとにいたる穴生の差し出しを命じたことを、正則に報じたものである。

広島城は、天正十七年、毛利輝元によって築城工事がはじめられ、慶長四年完成した。その後、慶長六年には福島正則が入城した。元和五年城修築を咎められて正則改易後は、かわって浅野長晟が入国した。図31の広島城天守台を観察すると、まず、規合・矩方を有し、かつ、算木積み認められる。私は、とくに熊本城の隅角の例にもっとも近いものと推定し、おそらく慶長六年早々に構築にとりかかったものではなからうかと考える。「福島正則の行状」の「大夫殿（正則）右の普請之時、根石すへ様悪敷とて、中々坂本より御やとい候あのみ共御志かり……」とするのは、このときの事情をさすものであろうか。

筒井（古）城は、筒井定次によって天正十三年築かれ、慶長十三年定次の改易で、古城のち伊賀上野城の城域とな



る。「古点鬼簿」は定次の家臣団のなかに石垣築成者のいることを記している。すなわち、慶長十二年の改易直前のこととして、「今田播摩」<sup>(應)</sup>、「但イシクラツキノアナナリ」をあげる。山本茂貴氏は、その著『伊賀上野城史』において、有力な穴太の一人がいたことを指摘された。図32によれば、隅角部において、ゆるやかな規合を示し、扣のある定形化された角石により、算木積みを行なっている。しかし、天端付近においては、算木積みが崩れている。これらにより、その構築年代は、筒井城の廢城にごく近い、慶長十年頃と推定する。

名古屋城の天守台普請の完了は、慶長十五年八月であったとされている。図33の隅角天端に近い部分は、角石が小さく、規合がつけられた中間から根石にかけて巨石を用いている。しかし、いずれも算木積みはとのい、角脇石にも注意が払われつつある。「法式」の完成が近いことを示す例であろう。

(4) 寛永年間 寛永年間は、規合・矩方の完成期であり、また打込はぎ・切込はぎ、すなわち「切り石」積みの完成期でもあった。原則として、いわゆる「三忌」「五禍」は削除され、「真・草・行の角」が行なわれた。

龜山城(三重県)は、天正十八年、岡本宗憲が築いたものとされている。その後、三宅、関、松平、水谷の各氏と続き、元和五年には三宅康信が入城し、寛永十三年には本多氏と、以下、さらにめまぐるしく城主が変わる。図34は、一見して古式の石垣に見える。しかし、これは使用石材が河原石(いわゆる野面)であることによる。隅角はすべて算木積みで、角脇にも十分注意を払っている。稜線は、もっぱら矩方のみになよっているが、石がすべりやすく、規合をつけるに困難なことによる。かかる理由により、この竣工を寛永初期の「法式」の完成した時期のものと考えたい。伊賀上野城は、筒井定次改易後、慶長十三年藤堂高虎が封ぜられ、同十六年改築されたものとする。図36は、大坂城(図35)の隅角部分と酷似する。すなわち、規合・矩方を有し、算木積みも完成している(「真の角」)。「三忌」「五禍」も存在しない。以上のことから、寛永年間の構築と考えたい。

現存する大坂城は、徳川氏による普請であることは今日明白であるが、その縄張りは元和六年(一六二〇)藤堂高虎によってなされ、その後、元和八年、寛永元年、同五年、同六年と大修築がなされた。図35は、寛永五年構築の遺構

で、「一話一言」によれば、同年二月、穴太頭の戸波駿河らによって、二ノ丸石垣工事にとりかかったという<sup>①</sup>。規合・矩方の完成(「三忌」「五禍」は存在しない)、角は真の積方をあらわしている。

熊本城宇土櫓台(図30)は、前述の伊賀上野・大坂城と同じ理由から、寛永年間を上まわる時期の成立とは考えがたい。技術的には「切り石」積みによる「布積み」がおこなわれ、算木積みのもっとも美しい形態を示すものである。このころの穴太衆の新しい技法の一つであろう。このことは「宇土櫓」が、少なくとも宇土櫓台(石垣)を構築する以前に解体されたであろうことを推測させうるものである<sup>②</sup>。また、この修築(新築)は、細川氏入封の寛永十一年早々か、もしくは寛永初年において、普請工事がなされたものではあるまいか。

なお、最後に、少なくとも寛永年間、もしくはそれ以降の構築と考えられる遺構の数例を列記すると、大和高取城(天守台、図37) 同郡山城、播磨明石城、讃岐丸亀城、美作津山城、備中松山城等があげられる。

## 結 語

以上、城郭石垣、なかでもその隅角部をもとに、様式の編年を試みてきた。すなわち、「後藤家文書」に存する技術書(秘伝書)と、現存遺構との比較によった(表1参照)。

しかし、いっぽう、隅角稜線の勾配をもとに、その成立時期を考察しようとする試みがなされている<sup>③</sup>。前述した名護屋城・熊本城・松本城におけるそれは、たしかに興味ある見解ではあるが、私は、前述してきた理由から、現在のところ採用しがたいのである。

本稿を終えるにあたり、海津栄太郎、源健男、山崎義隆の各氏には、現地踏査の過程で多大のご尽力をいただいた。記して謝意を申し上げたい。

## 注

① 拙稿「石垣秘伝書成立事情の一考察」(『史泉』第49号)。  
② 前掲拙稿。

③ 後藤家に伝える秘伝書(『後藤家文書』、金沢市立図書館蔵)の解説書である『唯子一人伝』(文化十二年成立)に集録。  
④ 前掲拙稿。

⑤ 粟田万喜三氏講演要旨「但馬竹田城の石垣について」(筆者解説)、『城』第85号、関西城郭研究会)。

⑥ 「一話一言」には、寛永五年、大坂城二ノ丸南側石垣(現存)が修築(事実上の新積)された。

⑦ 鳥羽正雄著『日本城郭辞典』。

⑧ 前掲拙稿でもふれたように、後藤家秘伝書のうち、「先祖家芸之事」(寛永三年書写と称する写し)にいう「従所口伝」とする注記から、私は理論の成立を寛永年間の初期と推定する。しかし、秘伝書としての原型はその後、いわゆる兵法の強い影響化のもとで、しだいにその形態が整えられたものであろう。

⑨ 沼田頼輔稿「穴太役考」(『史学雑誌』第25—1)。

⑩ なお、鳥羽正雄氏は、前掲書の『海国兵談』における「下縄」について、「上端から七、八割の下方まで垂直で、下部の二、三割に傾斜のあるものをいう」とされるが、適当ではない。

⑪ 林子平はその著『海国兵談』(寛政三年成立)のなかで、「石垣の勾配に三等あり、下縄、緩、樺出なり。下縄ハ急直にして、如此なり、緩は、如此にして急ならず、樺出ハ如此石垣の上際に樺の如く石をはね出したるを云也」といつている。

⑫ A点からC点、すなわち、斜線の方向から、地表と平行して横の方向を「陰の縄」という。

⑬ 天端石から根石に向けておろす縦方向をいう。

⑭ 「かやり」・「おこす規」・「曲尺返り」ともいう(「後藤家文書」)。

⑮ 『金城深秘録』(加賀能登郷土図書叢刊所収)は、穴生の後藤彦三郎の著わしたものであるが、そのうちの「加州金沢城

石垣損之事」には、「一ノ丸土橋門脇右之方石垣惣高式間、長八間上石二篇崩申候。寛永八年得上意、石垣申付候処、小石に而扣短御座候に付、翌年之春大風に而、堀共崩申候」とある。

⑯ 江戸時代の城郭普請が、一応峠を越すのは、慶長二十年(元和元年)の「武家諸法度」によるところが大きい。そして、寛永二十年の法度により、城郭普請は事実上終りをつづける。

⑰ 前掲⑥参照。

⑱ 「石図」とは、石垣の高さより割り出し角石・角脇石・平等の寸法を計ったものをあらわしたものである。

⑲ 西川幸治著『日本都市史研究』一三—一七頁において、氏は「石山では天文年間いらい寺内町の城塞化の工事がつづけられ」とし、「城郭構築の技術者は、大坂近辺の外城、地方の寺中町、輪中集落などの構築に参加していたものと推察する」とされる。

⑳ 『近江愛智郡志』第五巻の『金剛輪寺文書』による。

㉑ 前掲『日本都市史研究』二〇〇頁で、氏は『鹿苑日記』を引用して論述された。

㉒ 観音寺山城発掘調査を担当された田中政三氏の説では、観音寺山城の廃城を、天正十年、織田信長の本能寺の変後とされる。

㉓ 『大津市宇佐山城跡調査概要』(滋賀県文化財調査概要第9集、滋賀県教育委員会、昭和四十七年三月刊)。

㉔ 拙稿「近世城郭における穴生の系譜」(『城』第61号)。

㉕ 「シノギ角」とは、安土城以降において、諸城郭の石垣に用いられた。その形は隅角部を鈍角にしたもので、それを、まっすぐに延ばした石垣の中間地点に、補強の目的から設け

たもの。

- ②6 『国宝重要文化財姫路城保存修理報告書Ⅱ』三四～三七頁。
- ②7 「岡山村船木西川伊九太郎氏文書」(『近江愛智郡志』第三卷所収)。
- ②8 藤岡通夫著『近世建築史論集』(中央公論美術出版刊、昭和44年)三一三頁。藤岡通夫稿『会津若松史』(第二卷第5章)。
- ②9 城戸久稿「松本城天守造営年次に就て」(建築学会論文集第19号)。
- ③0 伊藤政一編『史蹟 松本城』(松本史談会)。
- ③1 古式穴太流の継承者栗田万喜三氏によれば、「先祖は九州から長野にいった」ことを伝承しておられる。
- ③2 拙稿「近世城郭における穴太の動静」(『伝承文化研究』第6号、昭46年11月)。
- ③3 前掲拙稿(注①)。参照
- ③4 「水野家文書」(大阪市立博物館展示文書)。泉澄一氏の指示による。
- ③5 『史料通信叢誌16』所収。
- ③6 城戸久稿「名古屋城天守造営年次考」(建築学会大会論文集。昭和15年四月刊)。
- ③7 拙稿「訂補近世城郭の石垣築成者について」(『城』第56号)。
- ③8 北野隆稿「加藤平左エ門屋敷について」(建築学会大会学術講演梗概集。昭和48年10月)。氏は、加藤平左エ門屋敷の建築物は、慶長年間の建立であることを推測され、その位置に存在する宇土櫓台下石垣(小天守台も含めて)も慶長六年より同十二年にかけての成立ではなからうかとされる。
- ③9 文化財建築技師岩崎久太郎氏(姫路城・熊本城・人吉城等の修築を担当された)の教示による。